

四万十町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
四万十町長
四万十町議会議長
四万十町教育委員会
四万十町代表監査委員
四万十町農業委員会
四万十町選挙管理委員会

四万十町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、四万十町長、四万十町議会議長、四万十町教育委員会、四万十町代表監査委員、四万十町農業委員会、四万十町選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 平成27年4月1日の割愛を除く新規採用職員は14名で、そのうち7名は女性である。職種別に見ると一般行政職10名（男性7名、女性3名）、保育士3名

(女性3名)、保健師1名(女性1名)である。

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異

単位：年

年度別退職者	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男性	35.8	36.9	34.1
女性	37.4	34.8	32.2
差(男性-女性)	△1.6	2.1	1.9

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

単位：時間

H26	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間	7.9	10.3	7.3	7.8	23.0	7.5	6.8	16.3	7.2	7.7	8.3	8.5

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
管理職数	23	23	20
うち女性管理職	1	3	3
女性の割合	4.3%	13.0%	15.0%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

単位：人

H27	町長部局			町長部局以外		
	職員数	うち女性職員	女性の割合	職員数	うち女性職員	女性の割合
課長級	13	1	7.7%	7	2	28.6%
副課長級	32	9	28.1%	9	4	44.4%
係長級	34	16	47.1%	3	2	66.7%

※H27.4.1 現在一般行政職(技能労務職、保育士、看護師、診療所技師、医師を除く)

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

平成26年度育休取得率 男性職員：0.0%、女性職員：100.0%

(7) 男性職員の配偶者出産休暇取得率

平成26年度配偶者出産休暇取得率 男性職員：100.0%

(8) 年次休暇等の取得日数

平成26年1月～12月	10.34日
-------------	--------

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、四万十町長、四万十町議会議長、四万十町教育委員会、四万十町代表監査委員、四万十町選挙管理委員会、四万十町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、共通した目標として位置付けるものである。

- (1) 平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成26年度の実績15%より5%以上引き上げ、20%以上にする。
- (2) 平成32年度までに、育児参加のための休暇等について、制度の周知を行う。
- (3) 平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成26年度の実績10.34日より3日以上引き上げ、13日以上とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、四万十町長、四万十町議会議長、四万十町教育委員会、四万十町代表監査委員、四万十町選挙管理委員会、四万十町農業委員会における共通した取組として位置付けるものである。

- (1) 平成28年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- (2) 平成28年度より、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に努める。
- (3) 平成28年度より、年次休暇の取得率65%以上を達成するために啓発活動を行う。